

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）概要

1 建築・都市計画・土木関係手数料の改正

(1) 改正の理由

建築基準法の一部改正（4.6.17 公布、5.4.1 施行）に伴い、住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等（給湯設備等を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものに限る。）について、建築審査会の同意を得ずとも、省令に定める基準に適合していることを特定行政庁が認定することで、当該機械室等を容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しないことができることとなったため、当該容積率に関する特例認定申請手数料を新たに設けるほか、所要の規定整備をする。

(2) 改正の内容

建築物の容積率に関する特例認定申請手数料の新設
1件につき 28,000円

2 施行期日

公布の日